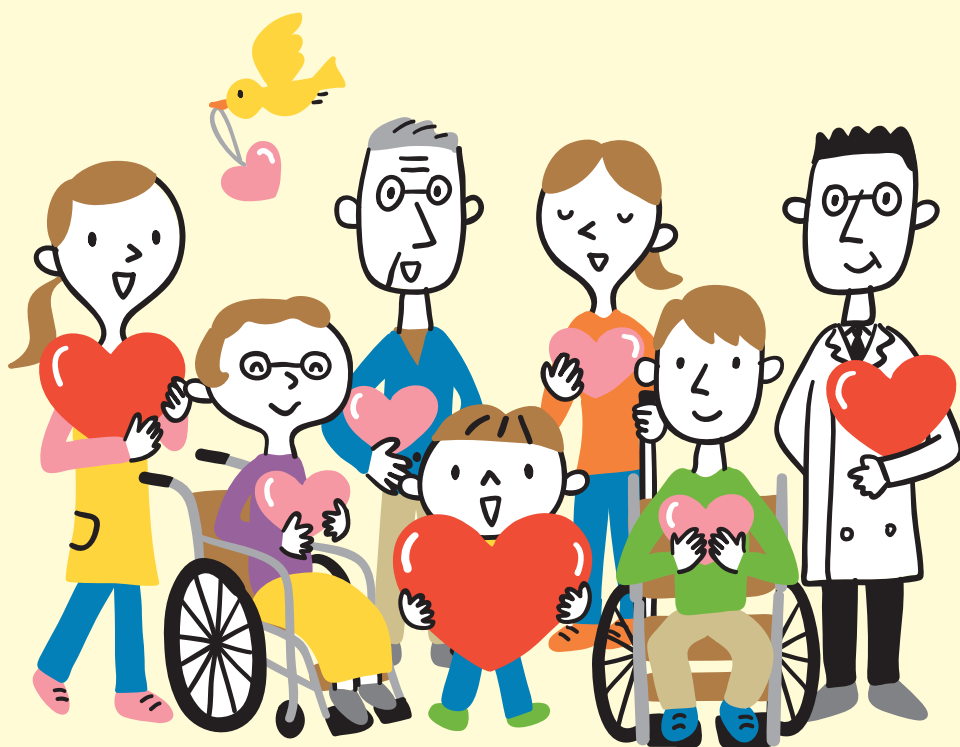


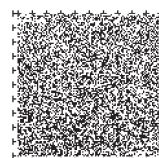
東久留米市

第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

概要版



令和6年2月
東久留米市



計画策定の背景と趣旨

東久留米市では、令和3年2月に「東久留米市障害者計画」、「東久留米市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」という基本理念のもと、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

国においては、令和4年12月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布されました。この改正で、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するための措置が講じられることとなりました。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行や「障害者差別解消法」の改正など、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

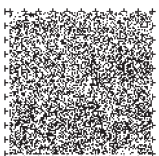
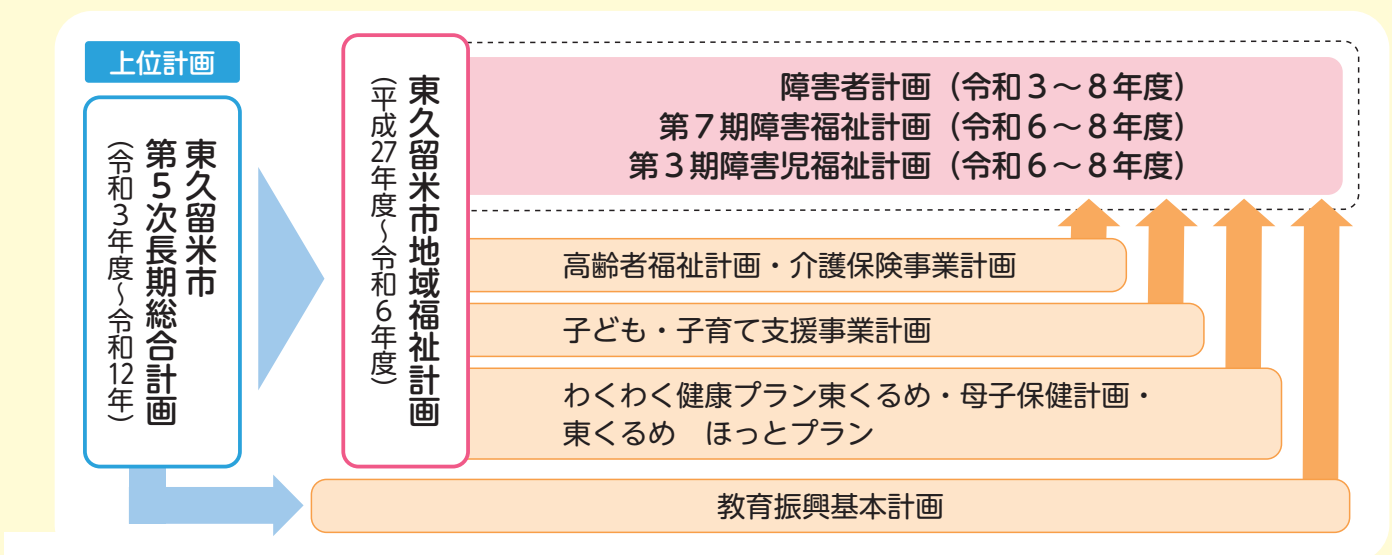
こうしたなか、本市では障害福祉サービスの実績をもとに「東久留米市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の点検・評価を東久留米市地域自立支援協議会にて行いながら、施策の推進に努めてきました。このたび、国の制度改正の方向、障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、新たに「東久留米市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

計画の性格

本計画は、本市の障害福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める市町村障害福祉計画と児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第5次長期総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」と整合を図っています。

■ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と各計画の関係



計画の対象

「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、障害の有無にかかわらず、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、本計画の実現に向けた積極的な取組を期待するものです。

※ 障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

計画の期間

計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間とします。また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

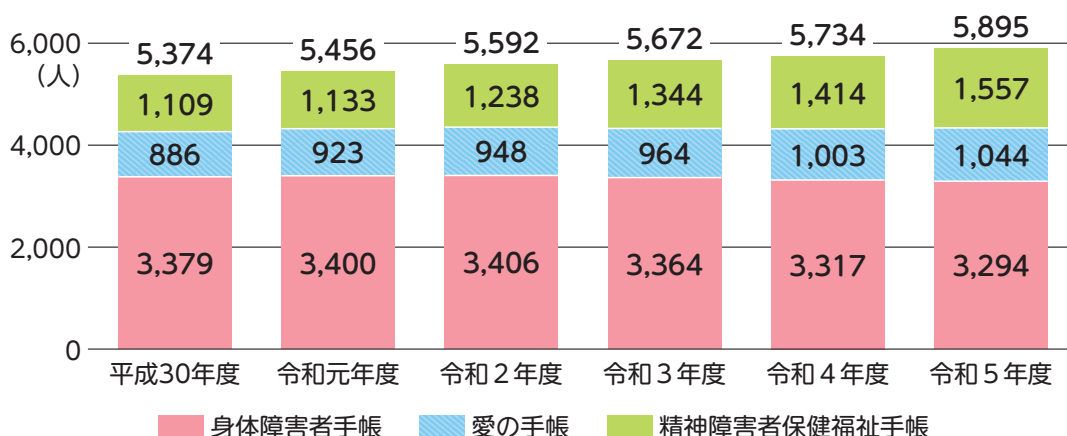
計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	計画期間					
障害福祉計画	第6期計画期間			第7期計画期間		
障害児福祉計画	第2期計画期間			第3期計画期間		

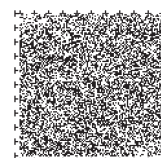
東久留米市の状況

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

手帳所持者数は増加傾向にあります。愛の手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は大きく増加しています。



資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）



障害福祉計画

成果目標

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、基本指針に即し、地域の実情に応じて、令和8年度における目標を設定し、計画を推進します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
令和4年度末時点の施設入所者数	94人
令和5年9月末時点の施設入所者数	91人
【目標値】地域生活移行者	6人
【目標値】施設入所者の削減	5人
令和8年度末時点の施設入所者数	89人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数（回）	3	3	3

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

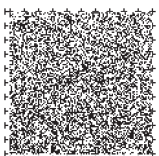
区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健関係参加者数（人）	2	2	2
医療（精神科）関係参加者数（人）	5	5	5
医療（精神科以外）関係参加者数（人）	0	0	0
福祉関係参加者数（人）	16	16	16
介護関係参加者数（人）	0	0	0
当事者及び家族等の関係者参加者数（人）	2	2	2

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1

④ 事業量の見込み

区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人）	1	2	2
精神障害者の地域定着支援の利用者数（人）	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数（人）	43	44	46
精神障害者の自立生活援助の利用者数（人）	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人）	29	31	33



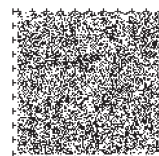
(3) 地域生活支援の充実

本市においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を基本とし、必要な機能や地域における支援体制の把握を進め、令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するべく検討します。また、整備に当たっては国が示すコーディネーター等の配置を念頭に置くとともに、整備後には、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

また、強度行動障害を有する人への支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討します。併せて必要に応じ、強度行動障害等を有する重度障害のある人の受入れが可能な事業所の確保に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値
令和3年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	16人
【目標】令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	21人
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	10人
利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	8人
就労定着支援事業の利用者数	44人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	全体の2割5分以上



(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置します。基幹相談支援センターに主任相談支援専門員の配置を目指すとともに、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言や研修等の実施による地域の相談支援事業所の人材育成など、相談支援体制の強化を図る体制の確保について検討します。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、相談支援専門員の連絡会における個別事例の検討などを通じ、地域の相談支援体制の強化に努めます。

区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による指導・助言件数	検討	検討	3
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	検討	検討	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	検討	検討	12
個別事例の支援内容の検証の実施回数	検討	検討	12
主任相談支援専門員の配置数	検討	検討	1

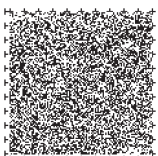
また、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を進めるため、活動指標の見込みを設定します。

区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数	12	12	12
事例検討への参加事業者数・機関数	17	17	17
協議会の専門部会の設置数	3	3	3
協議会の専門部会の実施回数	12	12	12

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市においては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用し、障害者総合支援法等についての職員の理解を深めるとともに、障害福祉サービス費等の請求の過誤をなくするための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組として、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向や、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づき、施設代表者会などの機会を通して事業所へ助言指導していきます。

区分		第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数（人）	6	6	6
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数（回）	1	1	1



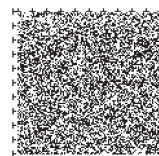
事業量の見込み

◆ 障害福祉サービス

区分			第7期（見込み）		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護 （月あたり）	実利用者数（人）	143	148	154
		利用時間数（時間）	1,716	1,776	1,848
	重度訪問介護 （月あたり）	実利用者数（人）	20	20	20
		利用時間数（時間）	7,400	7,400	7,400
	同行援護 （月あたり）	実利用者数（人）	30	30	30
		利用時間数（時間）	660	660	660
	行動援護 （月あたり）	実利用者数（人）	31	33	34
		利用時間数（時間）	930	990	1,020
	重度障害者等包括支援 （月あたり）	実利用者数（人）	0	0	0
		利用時間数（時間）	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護 （月あたり）	実利用者数（人）	265	269	273
		利用日数（日）	5,565	5,649	5,733
	自立訓練（機能訓練） （月あたり）	実利用者数（人）	3	3	3
		利用日数（日）	51	51	51
	就労選択支援 （月あたり）	実利用者数（人）	—	40	40
	自立訓練（生活訓練） （月あたり）	実利用者数（人）	38	41	44
		利用日数（日）	418	451	528
	就労移行支援 （月あたり）	実利用者数（人）	47	50	53
		利用日数（日）	893	950	1,007
	就労継続支援（A型） （月あたり）	実利用者数（人）	21	21	21
		利用日数（日）	441	441	441
	就労継続支援（B型） （月あたり）	実利用者数（人）	342	345	348
		利用日数（日）	6,156	6,210	6,264
就労定着支援 （月あたり）	実利用者数（人）	30	34	38	
療養介護	実利用者数（人）	15	15	15	
短期入所（福祉型・医療型） （月あたり） ※（ ）内はうち医療型の見込み	実利用者数（人）	46 (7)	50 (7)	54 (8)	
	利用日数（日）	322 (38)	350 (41)	378 (44)	
居住系サービス	自立生活援助 （月あたり）	実利用者数（人）	1	1	1
	共同生活援助 （月あたり）	実利用者数（人）	203	210	217
	施設入所支援 （月あたり）	実利用者数（人）	91	90	89
相談支援	計画相談支援 （月あたり）	計画相談支援	155	168	182
	地域移行支援 （月あたり）	地域移行支援	1	2	2
	地域定着支援 （月あたり）	地域定着支援	1	1	1

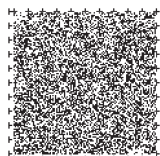
令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

就労選択支援は令和7年10月施行、令和7、8年度は年度末（3月）見込み



◆ 地域生活支援事業

区分		第7期（見込み）			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	自発的活動支援事業	検討	検討	検討	
障害者相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	
基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	住宅入居等支援事業	検討	検討	検討	
成年後見制度利用支援事業 （年間あたり）	成年後見制度利用件数（件）	1	1	1	
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	検討	
意思疎通支援事業 （年間あたり）	手話通訳	650	650	650	
	要約筆記	4	4	4	
日常生活用具給付等事業 （年間あたり）	介護・訓練支援用具	5	5	5	
	自立生活支援用具	20	20	20	
	在宅療養等支援用具	10	10	10	
	情報・意思疎通支援用具	14	14	14	
	排泄管理支援用具	2,400	2,400	2,400	
	住宅改修	7	7	7	
手話奉仕員養成研修事業 （年間あたり）	養成講習修了者数（人）	67	67	67	
移動支援事業 （年間あたり）	実施箇所（箇所）	55	58	61	
	実利用者数（人）	230	235	240	
	ひと月あたりの平均利用時間数（時間）	1,650	1,660	1,670	
地域活動支援センター機能 強化事業 （年間あたり）	Ⅰ型	実施箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用者数（人）	100	100	100
	Ⅱ型	実施箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用者数（人）	25	25	25
訪問入浴事業 （月あたり）	実利用者数（人）	1	1	1	
	利用回数（回）	4	4	4	
日中一時支援 （年間あたり）	実施箇所（箇所）	6	6	6	
	実利用者数（人）	150	150	150	
点字・声の広報等発行事業	点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	



障害児福祉計画

成果目標

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和8年度における目標を定め、計画を推進します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけ、事業所連絡会の開催や研修の実施など、地域で障害児通所支援事業等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めます。

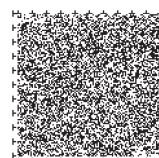
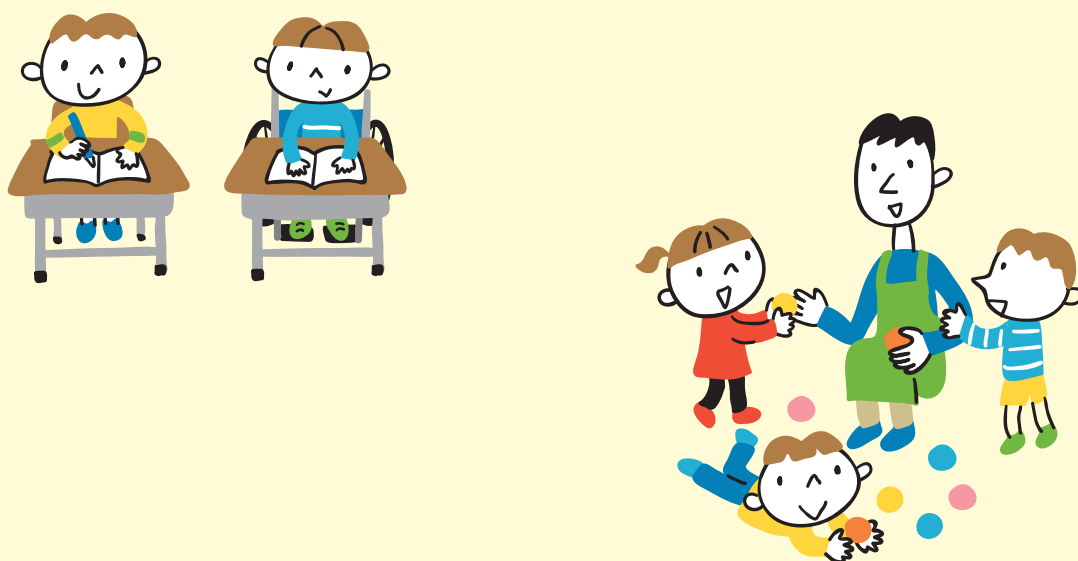
また、児童発達支援センターわかくさ学園で実施している巡回相談や保育所等訪問支援事業等を活用しながら、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。

(2) 関係機関と連携した支援

障害児の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかくさ学園で行っている相談事業、親子療育事業と、健康課が行っている乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。



(3) 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とするとされています。本市においては児童発達支援センターわかくさ学園において支援を行っていますが、特に放課後等デイサービス事業所について、事業者への働きかけを行うなど、事業所の確保に努めます。

医療的ケア児に関しては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場としています。令和4年度に定めた東久留米市医療的ケア児受入方針を基に、適切な支援を受けられるよう関係部署による連携を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターを配置し、支援のための地域づくりを推進していきます。

● 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

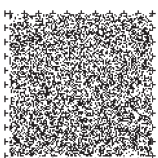
区分	第3期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター数（人）	3	3	3

事業量の見込み

(月あたり)

区分		第3期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数（人）	115	123	131
	利用日数（日）	1,380	1,476	1,572
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	254	268	282
	利用日数（日）	3,556	3,752	3,948
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0
	利用日数（日）	0	0	0
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	20	22	24
	利用日数（日）	100	110	120
障害児相談支援	障害児相談支援	58	68	80

令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み



計画の推進・進捗管理

本計画の進行管理に当たっては、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和6年度から8年度が第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

また、「障害者に関わることを当事者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会委員には障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の1を目安に選任していきます。一方、専門部会では協議会委員に限らず、多様な参加者が加わるように運営していきます。

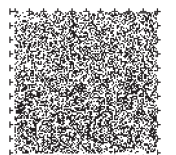
関係者・関係機関との連携

障害者施策の推進に当たっては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要です。

そのため、障害の特性などの理解促進に努めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核とし、行政や障害者団体、サービス提供事業者、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）、ボランティア・NPO団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、関係機関の連携・多職種協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を進めます。

情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に則り、障害のある人が情報を取得し利用できるよう、様々な情報媒体を活用した情報アクセシビリティの向上により、障害福祉に関する情報を発信します。





東久留米市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
【概要版】

発行：東久留米市 福祉保健部障害福祉課
〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
電話：(042) 470-7747 FAX：(042) 475-8181

